三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字内田一〇、一一、一三、一四の一、一四の二、一五から一七まで、一五の二、二一から二五まで、二七、三六、三七の一、三八の一、三九の一、四〇の二、四一、四三、四六の一、四六の二、四七の二、四八から五〇まで、四九の二、五一の一、五一の二、五二から五五まで、五七から六一まで、五七の二、六二の一、六二の二、六四、六五の一、六五の二、六六の一、六六の二、六七、六八の一、六八の二、六九、七〇、七〇の二、七一の一から七一の三まで、七二、七三、七四の一、七四の二、八一、九〇の一、九〇の二、九一、九二の一から九二の三まで、九三、九四の一から九四の三まで、九五、九六、一〇七の一、一〇九、一一一の二、一一二、一一三、一二六の二、一三七、一三八の二、一三九の一から一三九の三まで、一四三、一四四、一四六、一四六の二、一五二、一五三、一六二、一六三の一、一六四、一六五の一、一六五の二、一六六の一、一七三、一七七の一、一八七、一八八の一、一八八の二、一九〇、一九〇の二、一九三、二一二、二一三、二一九、二二〇、二二三、二二四の一、二二四の二、二二六の一、二二六の二、二二七の二、二二九の一、二二九の二、二三〇、二三一の一、二三一の三、二六三、二六七、二六八、二七八の一から二七八の三まで、二八〇の一の二、四七一、四八三、四八四、四八五の一、四八五の二、四八六の一、四八六の二、四九〇の一、四九一から四九八まで、四九九の一、四九九の二、五〇〇、五〇一、五〇八、五〇九の一、五〇九の二、五一〇、字田野内二七二の二、四二九、四四七、四五三、四七〇、四七一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

字生子屋敷一六三の一、七四五、七八五の二、七九四の一四、八〇〇、八三四、七九四の三・八〇一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字田野内一一七、一八〇、二二六、二二九、四二四の一から四二四の三まで、字平谷五六、七〇、七九から八五まで、一五一、三八六、三九五の三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月十八日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬市穴吹町古宮字生子屋敷一六三の一、七四五、七八五の二、七九三、七九四の一から七九四の三まで、七九四の一四、七九四の一六、七九四の三三、七九四の三四、八〇〇、八〇一の一、八三四、字田野内一一七、一八〇、二二六、二二九、四二四の一から四二四の三まで、字平谷五六、七〇、七九から八五まで、一五一、三八六、三九五の三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字生子屋敷一六三の一、七四五、七八五の二、七九四の一四、八〇〇、八三四、七九四の三・八〇一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字田野内一一七、一八〇、二二六、二二九、四二四の一から四二四の三まで、字平谷五六、七〇、七九から八五まで、一五一、三八六、三九五の三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百四十七号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十六年十二月十八日

経済産業大臣　宮沢　洋一

名称	住所	保安検査を行う事業所の名称及び所在地	指定の区分	指定する地域	指定年月日
株式会社大淀高圧	兵庫県尼崎市次屋三丁目六番二十七号	株式会社大淀高圧 兵庫県尼崎市次屋三丁目六番二十七号	液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する同令第七十七条第二項から第四項までにより特定施設の保安検査を行う者として指定	石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	平成二十六年十一月二十八日

○経済産業省告示第二百四十八号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十六年十二月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十六年十二月十八日

経済産業大臣　宮沢　洋一

登録番号	氏名	登録番号	氏名
413285	髙橋　良材	413286	山村　信悟
413287	藤井　伸成	413288	玉野　智之
413289	吉野　昌典	413290	平野　寛樹
413291	大橋　康史	413292	平地　直樹
413293	皆川　一弘	413294	岡畠　健一
413295	藤澤　哲平	413296	高木　俊二
413297	片岡　竜也	413298	中谷真紀子
413299	石川　雅充	413300	多田　浩規
413301	青木　伸剛		

○経済産業省告示第二百四十九号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十六年十二月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として再登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十六年十二月十八日

経済産業大臣　宮沢　洋一